

札幌市建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する要綱

平成29年4月1日制定

令和4年4月1日改定

令和6年4月1日改定

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定に関して必要な事項を定める。

(軽微な変更の証明書に関する書類)

第2条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）第11条に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付に係る申請は、軽微変更該当証明申請書（様式第1号）の正本及び副本にそれぞれ規則第1条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該申請に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）を添えて提出するものとする。

2 市長は、前項による申請に係る変更が軽微な変更と認められた時は、当該申請者に軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付するものとする。また軽微変更該当証明書の交付の際には、当該申請書の副本及び当該申請に添えて提出された図書を返却するものとする。

(取り下げ)

第3条 建築主又は国等の機関の長は、市長に行った建築物のエネルギー消費性能適合性判定に係る申請を取り下げるときは、取下届（様式第3号）の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 市長は、手続きの完了後、前項の取下届の副本並びに「取下」の表示をした申請書類の副本を建築主又は国等の機関の長に返還するものとする。

(取りやめ)

第4条 建築主又は国等の機関の長は、適合判定通知書の交付を受けた場合において、市長に行った建築物のエネルギー消費性能適合性判定に係る計画を取りやめたときは、速やかに取りやめ届（様式第4号）の正本1通及び副本1通に申請書の副本を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、手続きの完了後、前項の取りやめ届の副本並びに「取りやめ」の表示をした申請書類の副本を建築主又は国等の機関の長に返還するものとする。

附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（要綱第 2 条第 1 項関係）

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

札幌市長 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面～第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式第 2 号（要綱第 2 条第 2 項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 11 条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

（建築主） 様

札幌市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所 札幌市
3. 建築物又はその部分の概要
4. 計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定
適合判定通知書番号 第 号
適合判定通知書交付年月日 年 月 日
適合判定通知書交付者

（注意） この証明書は、大切に保存しておいてください。

取下届

年 月 日

札幌市長 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項、同法第12条第2項、同法第13条第2項又は同法第13条第3項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の申請若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく軽微変更該当証明申請を取り下げるので、札幌市建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する要綱第3条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 取り下げる計画の種別

- 法第12条第1項の計画 法第12条第2項の計画
法第13条第2項の計画 法第13条第3項の計画
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく
軽微変更該当証明申請書

2. 申請年月日

年 月 日

3. 建築物の敷地の地名地番

4. 取下げの理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

※欄は記入しないでください。

この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式第4号（要綱第4条第1項関係）

取りやめ届

年 月 日

札幌市長 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は同法第13条第2項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画を取りやめるので、札幌市建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する要綱第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 取りやめる計画の種別

- 法第12条第1項の規定に基づく計画
- 法第13条第2項の規定に基づく計画の通知

2. 直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定

適合判定通知書番号 第 号
適合判定通知書交付年月日 年 月 日
適合判定通知書交付者

3. 建築物の敷地の地名地番

4. 取りやめの理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

※欄は記入しないでください。

この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。